

公益社団法人才能教育研究会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条に定める会員および定款第9条に規定する入会金および会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 この法人の会員および会費は次のとおりとする。

1. 正会員年額会費26,400円ただし、年2回の分割払いとする。
会費は前払いとし、途中退会した場合の返金は行わない。
正会員は定款第7条第2項に定める代議員として社員になることができる。
また、次の特典が与えられる。
 - ア.本人および家族はこの法人の認定する教室に入学できる
 - イ.この法人が刊行する会報、機関誌などの増配を受ける
 - ウ.この法人が開催する演奏会、研究会、講習会に参加、出席することができる
2. 維持会員月額会費1,600円
会費は定められた方法で、指定日までに維持会員が事務局に直接納入する。
納入した会費は、途中退会した場合も返金は行わない。
維持会員には、次の特典が与えられる。
 - ア.本人および家族はこの法人の認定する教室に入学できる
 - イ.この法人が刊行する会報、機関誌などの増配を受ける
 - ウ.この法人が開催する演奏会、研究会、講習会に参加、出席することができる
3. 特別会員会費は徴収しない
4. 名誉会員推薦基準は本会に助成と功労のあった者とし、会費は徴収しない。
5. 賛助会員
 - ア.一般会員年額会費5,000円
本会の目的および事業に賛同し、支援をする個人。
 - イ.協力会員年額会費一口30,000円
本会の目的および事業に賛同し、支援をする法人。

本会員には、次の特典が与えられる。

- 1.本法人が刊行する会報、機関誌の増配
- 2.本法人主催事業への案内状送付
- 3.本法人が刊行する会報、機関誌または本会ホームページへの法人名の掲載
- 4.その他理事会が定めた事柄

(入会金)

第3条 会員の入会金は次の通りとする。

正会員 5,000円

維持会員 5,000円

賛助会員 0円

ただし、賛助会員（ア）の一般会員が、正会員または維持会員になろうとするときは、入会金が免除される。

(会費および入会金の使途)

第4条 第2条および第3条の会費および入会金は、毎事業年度における合計額の50%以内を当該事業年度の法人会計に使用することができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、社員総会の議決により行うものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附則

1. この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

平成26年8月22日一部改正

令和2年8月24日一部改正